

女性の視点も踏まえた 税制や社会保障制度等の検討

令和4年3月2日
内閣府男女共同参画局

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（抄）

（令和3年6月18日閣議決定）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

（2）女性の活躍

今般の感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響、女性の自殺者の増加等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。

全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」⁸⁸及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」⁸⁹に基づき、女性デジタル人材育成、ひとり親に対する職業訓練、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、フェムテック⁹⁰の推進、妊産婦や困難を抱える女性への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討⁹¹、性に関する教育、性犯罪・性暴力対策の強化などの取組を推進する。また、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて、本年度中に検討を開始し、国内外の状況等を踏まえ、検討を進める。感染症に伴う配偶者等からの暴力の増加、深刻化の懸念を踏まえ、相談体制の充実などの取組を引き続き推進する。また、非正規雇用労働者に女性が多いことを踏まえ、非正規雇用労働者の待遇改善を図るとともに、出産後に女性の正規雇用比率が低下するいわゆるL字カーブの解消に向け、女性の正規化への重点的な支援、男性の育児休業取得促進を図る。さらに、安全・安心な親子の面会交流のための具体策の検討を進める。（略）

88 令和2年12月25日閣議決定。

89 令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。

90 フェムテックとはFemale（女性）とTechnology（技術）からなる造語であり、生理や更年期などの女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。

91 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021参照。

女性版骨太の方針における記載

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（抄）

（令和3年6月16日政府決定）

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（6）女性の直面する困難への対応と各種制度の整備等

人生100年時代が到来するとともに、未婚・単身世帯の増加、平均初婚年齢の上昇、離婚件数の増大等、我が国の家族の姿が近年大きく変化している。こうした変化も踏まえつつ、各種制度等が人生100年時代の結婚・家族、男女共同参画の観点から望ましい在り方となるよう、以下の取組を進める。

○税・社会保障等

働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点や格差是正に向けて所得再分配機能を確保する観点等から、税制や社会保障制度等について、検討を行う。令和3年度中に男女共同参画会議において、税制や社会保障制度等が、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について、未婚・単身世帯の増加、ひとり親の増加、離婚件数の増大、少子化の進展、働き方の多様化に対する民間企業の対応状況といった現在の社会情勢を踏まえ、調査を開始する。【内閣府、関係府省】

また、コロナの拡大によって顕在化した課題を踏まえ、各種給付金等様々な施策の効果が必要な個人に届くように、各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーを活用しつつ、見直しを進める。【関係府省】

第5次男女共同参画基本計画における記載

「第5次男女共同参画基本計画」（抄）

（令和2年12月25日閣議決定）

第2部 政策編

Ⅳ 推進体制の整備・強化

2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

（2）具体的な取組

- ⑥ 男女共同参画会議において、税制や社会保障制度について、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要に応じ、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。【内閣府】

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

【基本認識】

- 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるためには、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革、多様性の確保、公正な処遇といった男女双方を対象にした取組の推進を通じて、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行を構築することが不可欠である。このため、男女共同参画社会の実現に向けて、税制や社会保障制度をはじめとする社会制度の全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直す必要がある。
- 特に、各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しの検討を進める。
- ＜施策の具体的方向と具体的な取組＞
- （2）具体的な取組
- ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討
- ① 働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制や社会保障制度等について、総合的な取組を進める。

第5次男女共同参画基本計画における記載

「第5次男女共同参画基本計画」(抄)

(令和2年12月25日閣議決定)

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

＜施策の具体的方向と具体的な取組＞

(2) 具体的な取組

ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討

- ・ 税制については、平成29年度税制改正において配偶者控除等の見直しが行われ、平成30年分の所得税から適用されており、引き続き制度の周知と円滑な運用に努める。なお、平成30年度税制改正において給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直しが行われているところ、今後も、働き方の多様化や待遇面の格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進める。

また、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いや、働き方の多様化を踏まえた退職給付に係る税制について、企業年金・個人年金等は企業の退職給付の在り方や個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行う。【総務省、財務省】

- ・ 社会保障制度については、被用者保険加入によるメリットの理解を十分に広めながら、令和4(2022)年10月及び令和6(2024)年10月からの中小企業等で働く短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる被用者保険の適用拡大を進める。

第3号被保険者については、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえつつ、被用者保険の適用拡大を進める中で第3号被保険者を縮小する方向で検討を進める。

また、遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証する。

【厚生労働省】

- ・ 配偶者の収入要件があるいわゆる配偶者手当については、税制・社会保障制度とともに、就業調整の要因となっているとの指摘があることに鑑み、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、引き続きそのための環境整備を図る。【厚生労働省】

関連制度の変遷(昭和時代)

現在の社会保障制度が形成された時代（高度経済成長期）の経済・社会背景¹

右肩上がりの経済
成長と低失業率

正規雇用・終身雇用の**男性労働者**と
専業主婦と子供という核家族モデル

充実した
企業の福利厚生



昭和36（1961）年度 **配偶者控除の創設**

- ・扶養控除から分離して創設
- ・家事や養育など家庭の中心となって夫を援助するなど夫の所得の稼得に大きな貢献をしているという、いわゆる「内助の功」を評価。

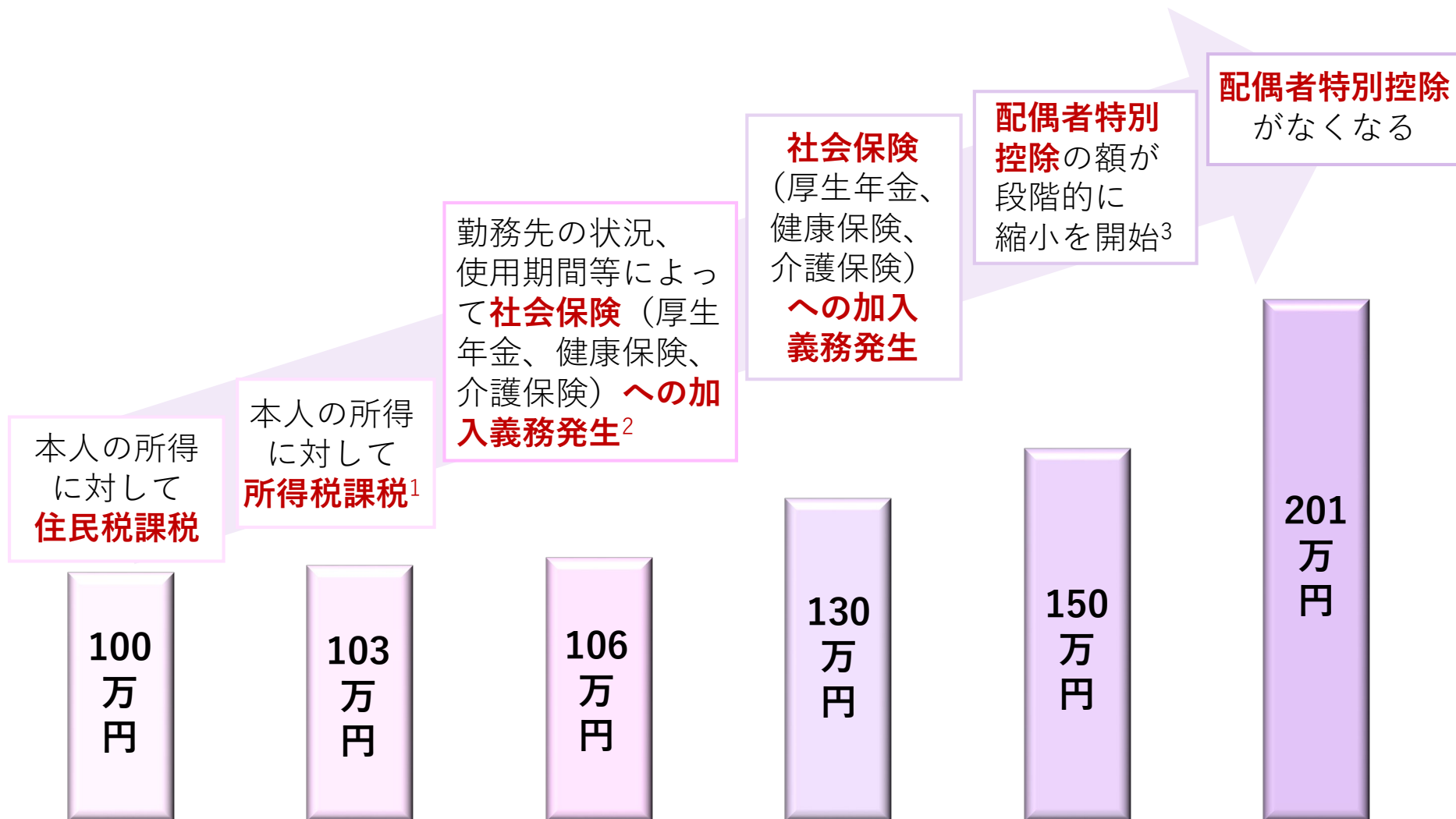
昭和60（1985）年 **第3号被保険者制度の創設**

- ・基礎年金制度を導入し、基礎年金部分について専業主婦も含めた女性の年金権を確立。被用者世帯の専業主婦の基礎年金保険料は配偶者の加入する年金制度が負担。

昭和62（1987）年度 **配偶者特別控除の創設**

- ・パートタイムで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、夫において配偶者控除が適用されなくなるとともに、その妻も納税者となることから、世帯全体の税引後手取額が減少してしまうことに対応。

いわゆる「年収の壁」



1. 103万円については、かつては、配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が段階的に縮小される境界線の金額となっていたが、2018年以降は、税制改正により、収入が103万を超えても150万円以下であれば配偶者特別控除による満額の控除を受けられるようになった。そのため現在では、103万円は所得税が課税されるかどうかの境界線となっている。
2. 事業所規模501名以上、使用期間1年を超える場合等。2022年10月から事業所規模101名以上、使用期間2カ月以上に改正予定。2024年10月からは事業所規模51名以上に改正予定。
3. 納税者本人の合計所得金額が900万円を超え1,000万円以下（年収1,095万円を超え1,195万円以下）の場合は控除額が減額、1,000万円を超える場合には消失。

昭和35(1960)年、昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較

	昭和35(1960)年 配偶者控除創設 ¹	昭和60(1985)年 第3号被保険者創設	令和2(2020)年 (1985年からの増加率)
婚姻件数 ²	86.6万件	73.6万件	52.6万件 (▲28.5%)
離婚件数 ²	6.9万件	16.7万件	19.3万件 (+15.6%)
30歳有配偶率 ³	女性81.2% ⁴ 男性71.0% ⁴	女性83.4% 男性61.0%	女性54.0% (▲29.4pt) 男性43.3% (▲17.7pt)
50歳未婚率 ³	女性1.9% ⁵ 男性1.3% ⁵	女性4.3% 男性3.7%	女性16.4% (+12.1pt) 男性25.9% (+22.2pt)
単独世帯数 ³ (全世帯に占める割合 ³)	178万世帯 ⁶ 8.6% ⁶	789万世帯 20.8%	2,115万世帯 (+168.1%) 38.0% (+17.2pt)
ひとり親世帯数 ³ (全世帯に占める割合 ³)	-	240万世帯 6.3%	500万世帯 (+108.3%) 9.0% (+2.7pt)
平均寿命 ⁷	女性70.19歳 男性65.32歳	女性80.48歳 男性74.78歳	女性87.74歳 (+7.26年) 男性81.64歳 (+7.16年)
死亡年齢最頻値 ⁸	女性80歳 男性75歳	女性86歳 男性81歳	女性92歳(+6年) 男性88歳(+7年)
雇用の共働き世帯数 ⁹ (夫が就業している世帯に占める割合 ³)	-	722万世帯 52.1%	1,240万世帯 (+71.7%) 64.3% (+12.2pt) ¹⁰
うち妻がフルタイム (週35時間以上) ⁹	-	462万世帯	483万世帯 (+4.5%)
<u>うち妻がパートタイム</u> (週35時間未満) ⁹	-	229万世帯	668万世帯 (+191.7%)
男性雇用者と無業の妻から成る世帯 (いわゆる専業主婦世帯) ⁹	-	952万世帯	571万世帯 (▲40.0%)
配偶者特別控除適用人数 ¹¹	-	1,115万人 ¹²	122万人
配偶者控除適用人数 ¹¹	-	(1,098万人) ¹³	970万人
第3号被保険者制度適用人数	-	1,093万人 ¹⁴	793万人¹⁵

1. 配偶者控除は昭和36(1961)年創設 2. 出所：人口動態調査 3. 出所：国勢調査 4. 25～29歳と30～34歳の有配偶率の平均 5. 45～49歳と50～54歳の未婚率の平均
6. 普通世帯と準世帯のうち、世帯人数が1人の世帯数を合計して算出。 7. 出所：昭和35年、60年は完全生命表、令和2年は簡易生命表 8. 出所：第14回簡速静止人口表、第39回簡速静止人口表、令和2年簡易生命表 9. 出所：昭和60年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、令和2年は総務省「労働力調査(詳細集計)」。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違する点に留意。 10. 2015年の共働き世帯割合を記載 11. 出所：民間給与実態調査。1年を通じて勤務した給与所得者で年末調整を行った者のうちの適用人数。
12. 昭和62(1987)年の適用人数 13. 出所：配偶者特別控除適用人数の内数。昭和62(1987)年の適用人数。 14. 昭和61(1986)年適用人数。 出所：厚生労働省年金局年金財政ホームページ
15. 出所：令和2年度厚生年金保険・国民年金制度の概況

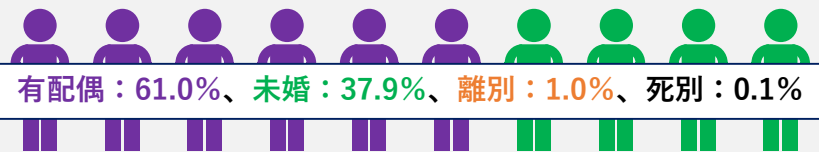
昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較(30歳・50歳時配偶状況)

昭和の時代は9割が50歳時点で配偶者がいたが、令和の時代は3割が配偶者がいない状態。

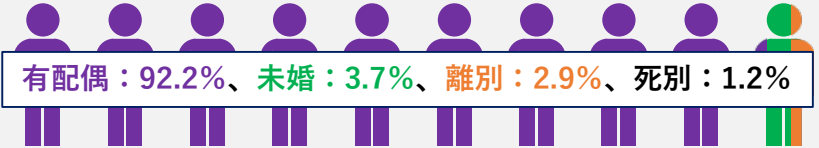
男性

昭和60(1985)年

【30歳時点】

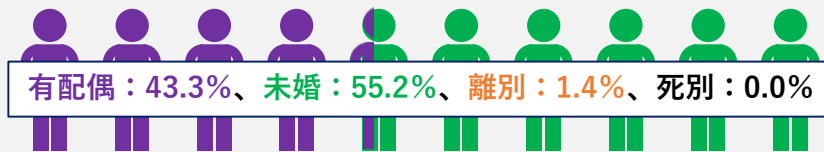


【50歳時点】



令和2(2020)年

【30歳時点】



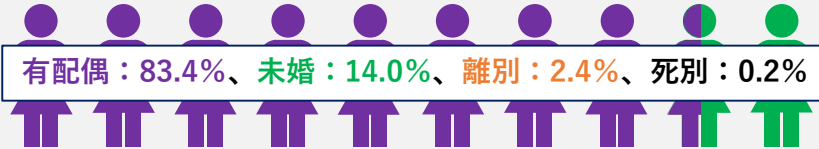
【50歳時点】



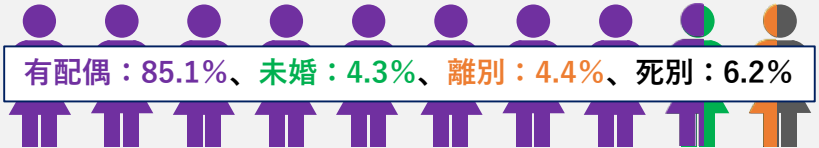
女性

昭和60(1985)年

【30歳時点】

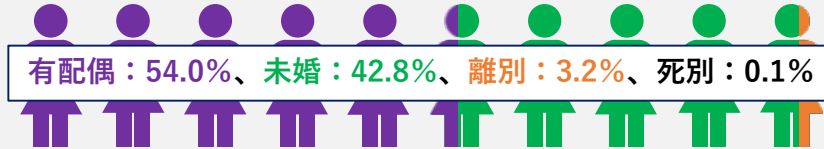


【50歳時点】

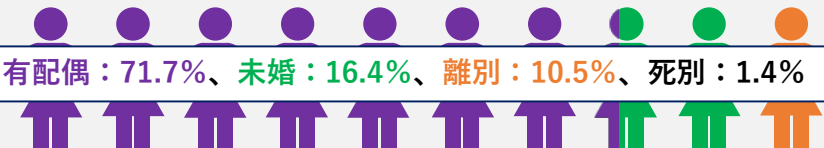


令和2(2020)年

【30歳時点】



【50歳時点】

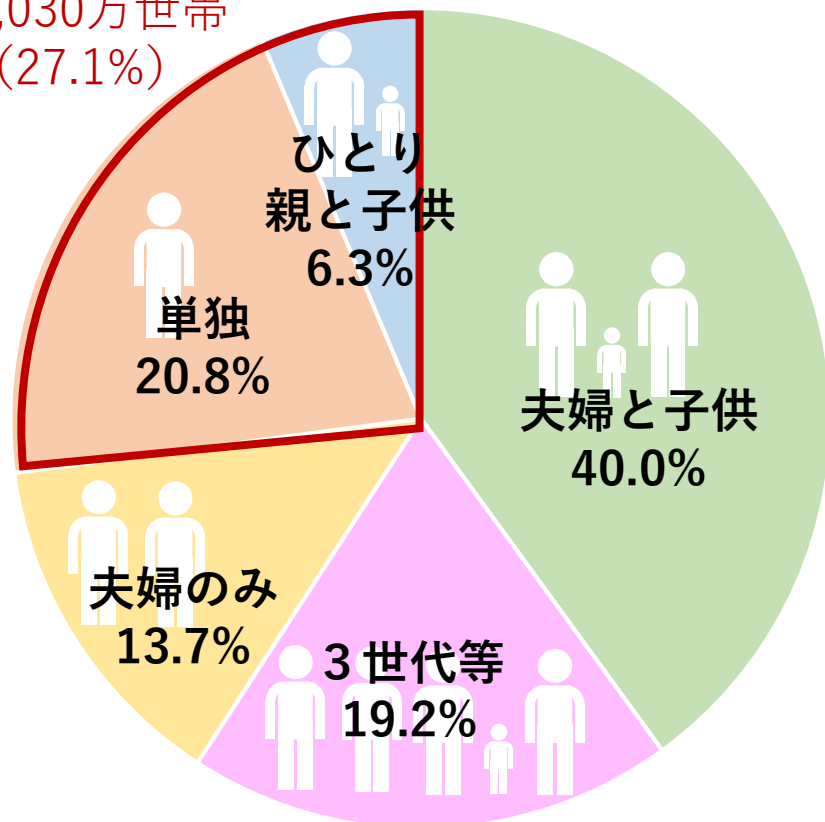


昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較(家族類型)

ひとり親世帯、単独世帯の合計は、昭和の時代に比べて2.5倍。
全体に占める割合も約半分にまで増えている。

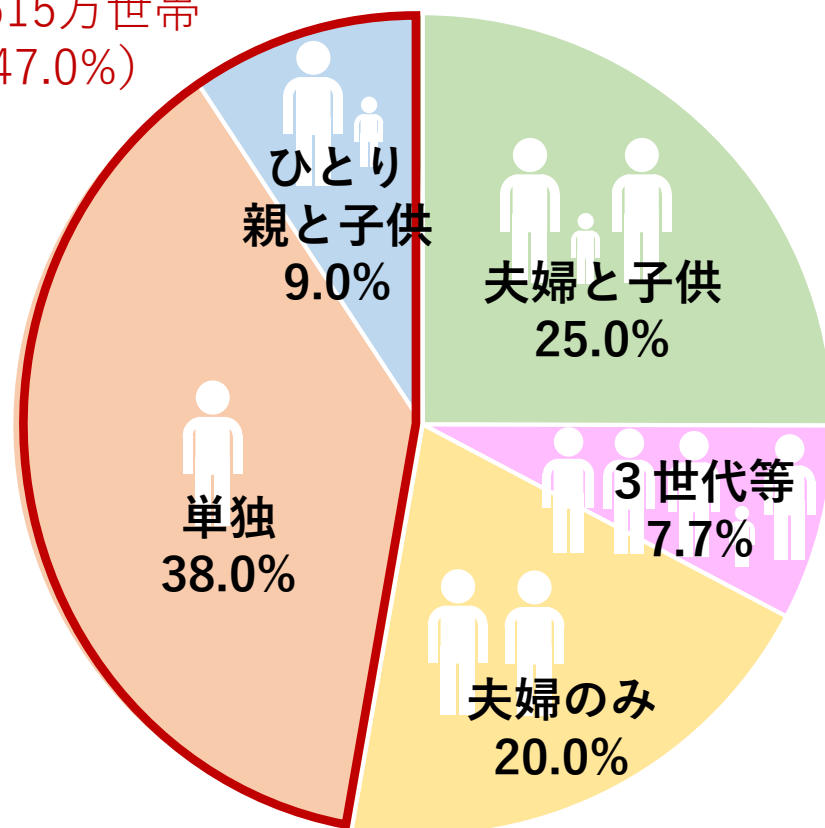
昭和60(1985)年

単独世帯+ひとり親世帯
1,030万世帯
(27.1%)



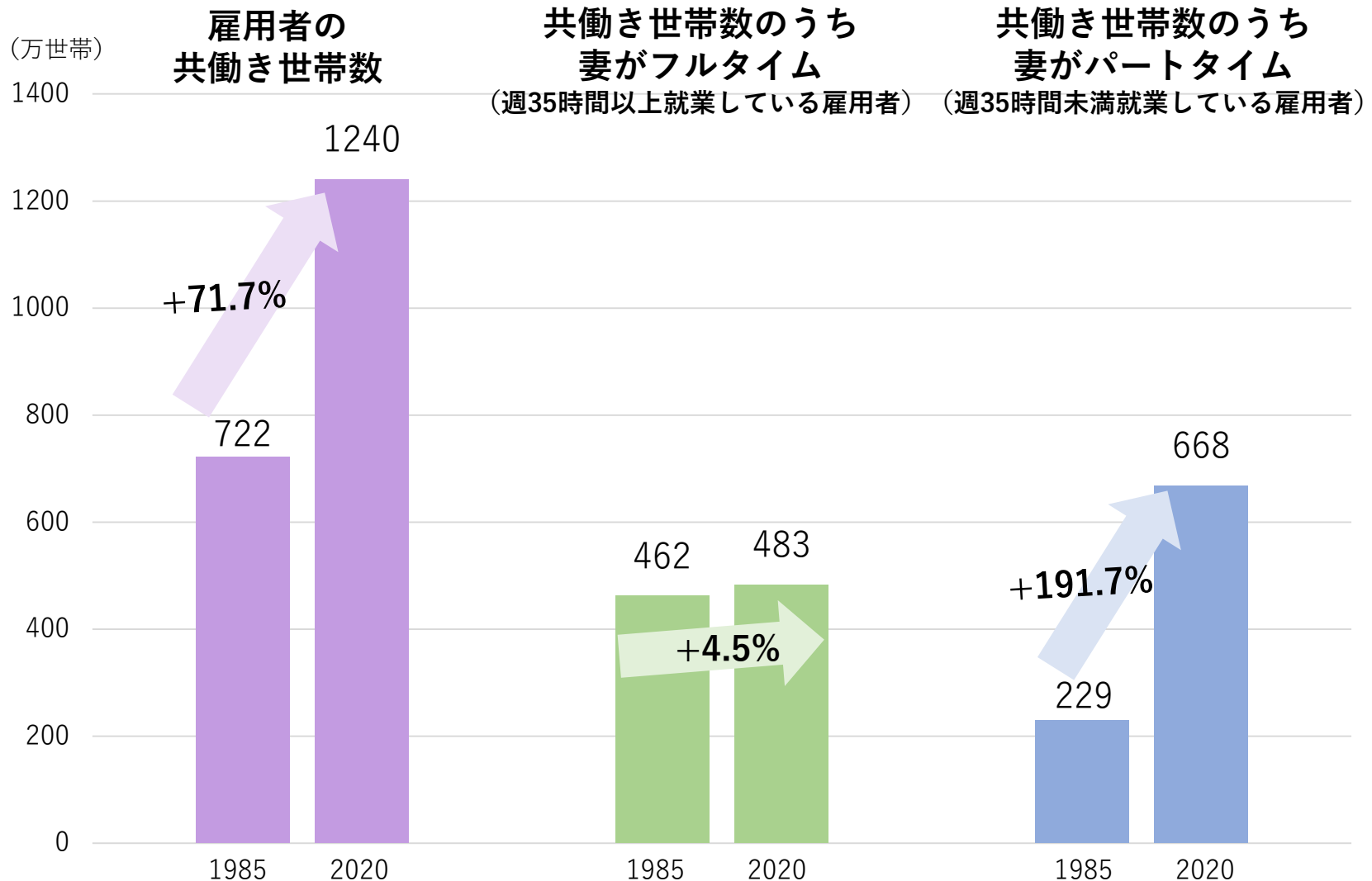
令和2(2020)年

単独世帯+ひとり親世帯
2,615万世帯
(47.0%)



昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較(雇用者の共働き世帯数)

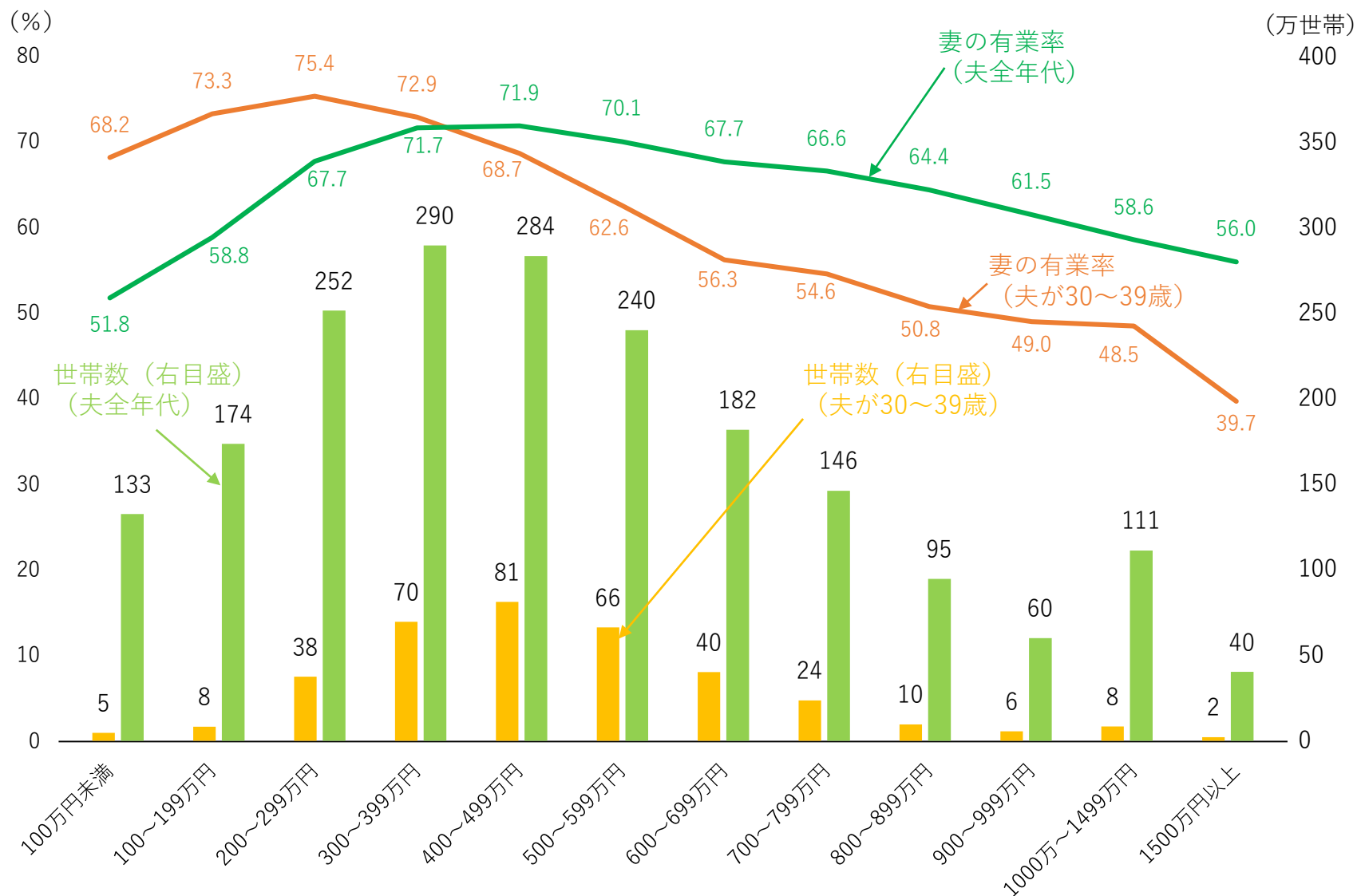
共働き世帯数は大幅に増加したが、フルタイムで働く妻の数は横ばい。
パートタイムで働く妻が3倍増。



(昭和60年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、令和2年は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成)

夫の所得階級別の世帯数と妻の有業率(2017年)

夫の所得階級が高くなるほど妻の有業率が低くなる（専業主婦が多くなる）。

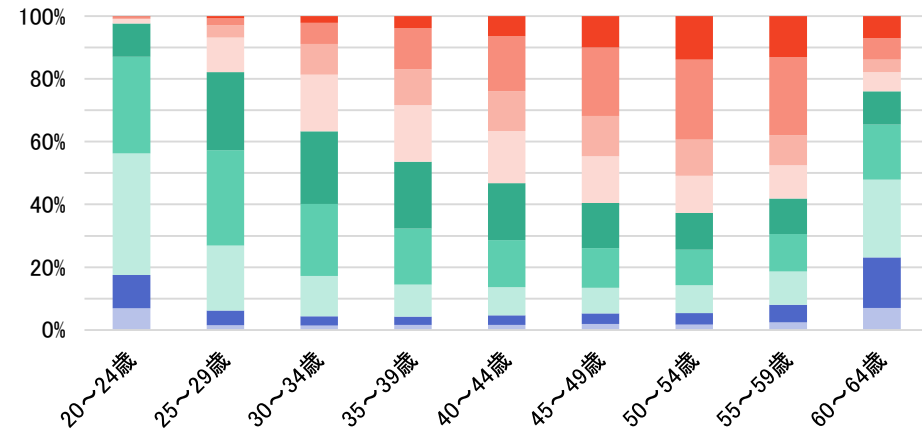


所得階級別有業者割合(男女、配偶関係、年齢階級別)

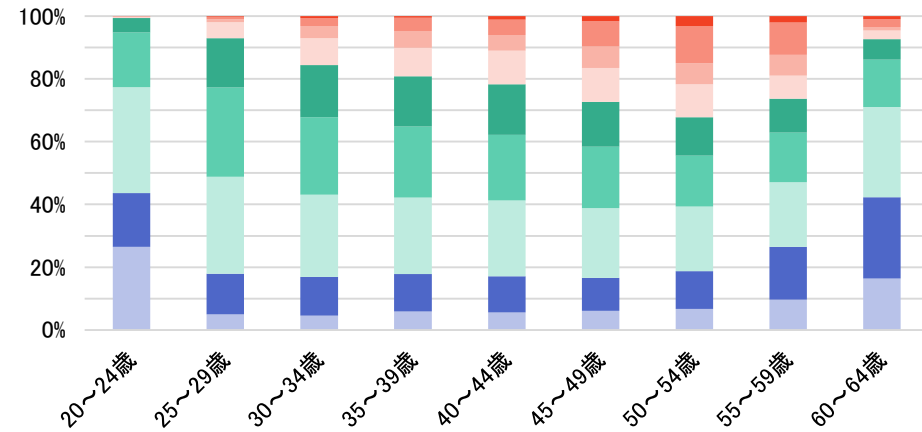
○男女別に見ると、男性では既婚者の方が、女性では未婚者の方が、所得が高い傾向。

○配偶関係別に見ると、既婚者では男性の方が所得が高い傾向。未婚者では男性の方が所得が高い傾向があるが、所得差は小さい。

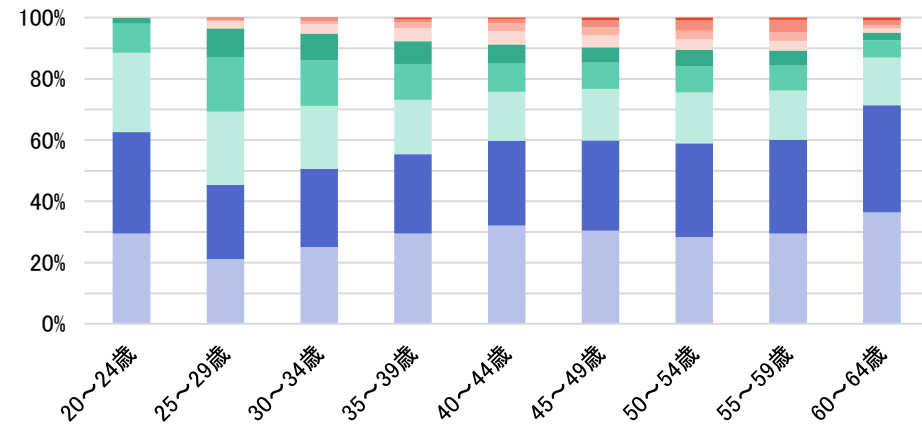
男性(既婚)



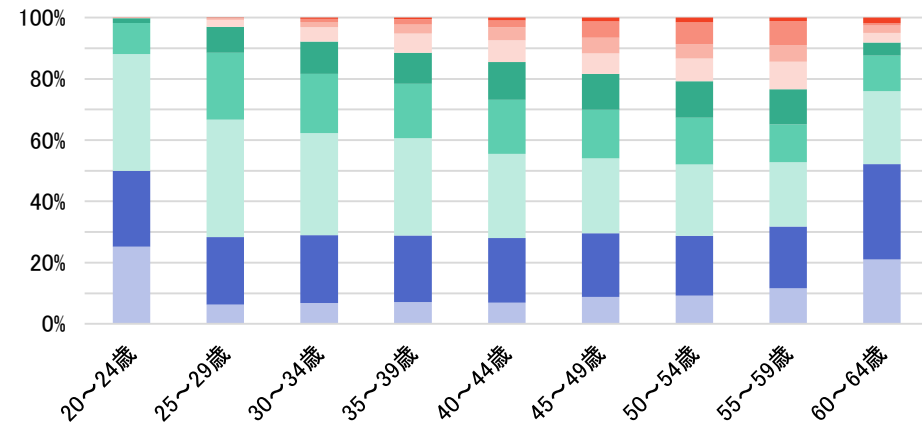
男性(未婚)



女性(既婚)



女性(未婚)



100万円未満 100~199万円 200~299万円 300~399万円 400~499万円
500~599万円 600~699万円 700~999万円 1000万円以上

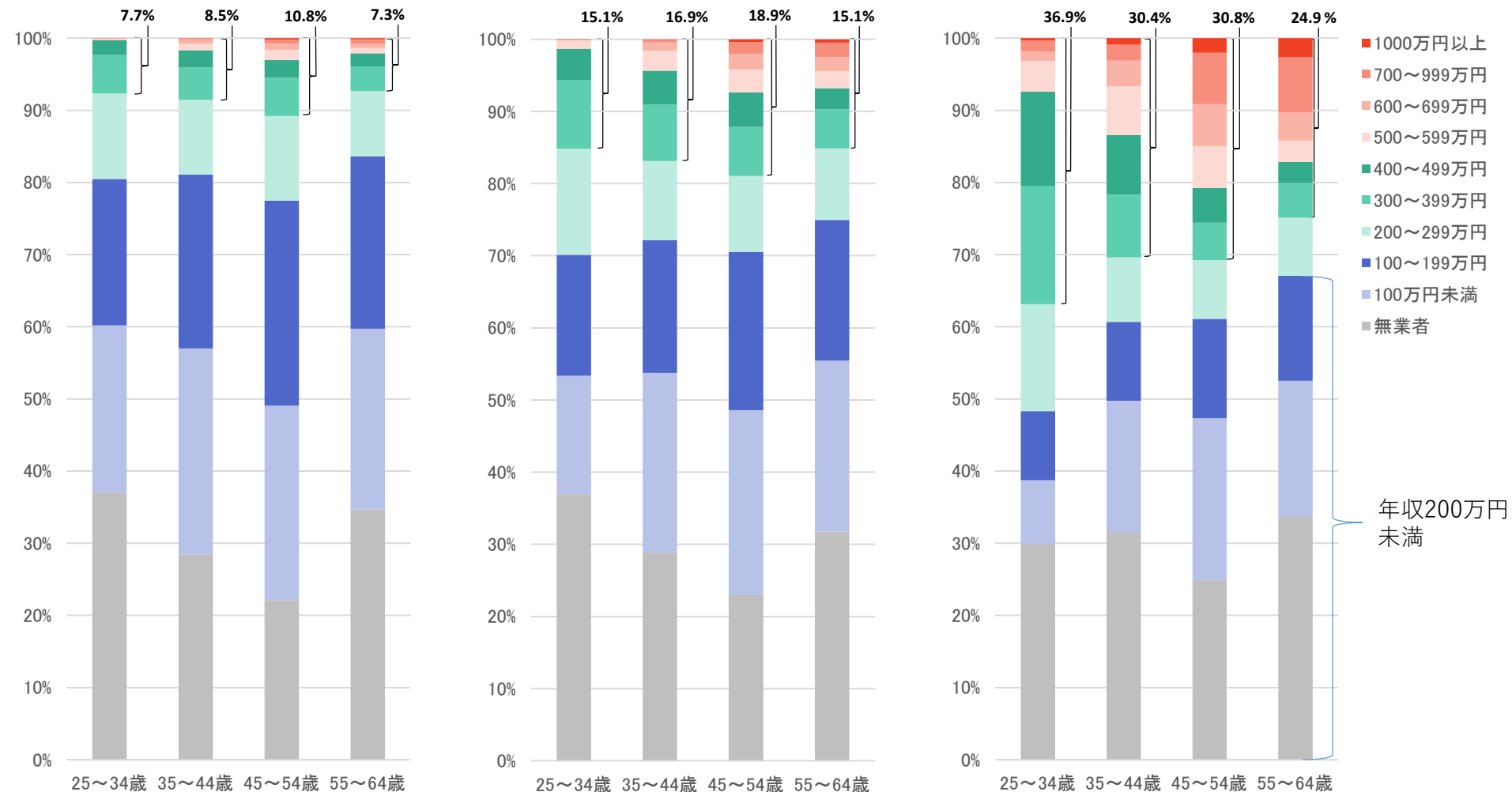
既婚女性の最終学歴と本人の所得の関係

- ・ 高校卒業者の約 8 割、専門学校・短大・高専卒業者の約 7 割は、所得が200万円未満。
- ・ 大学・大学院卒業者で所得が200万円未満の割合は、35歳以上では約 6 割。
- ・ 女性の経済的エンパワーメント（経済的に自立する力）が課題。

高校

専門学校・短大・高専

大学・大学院

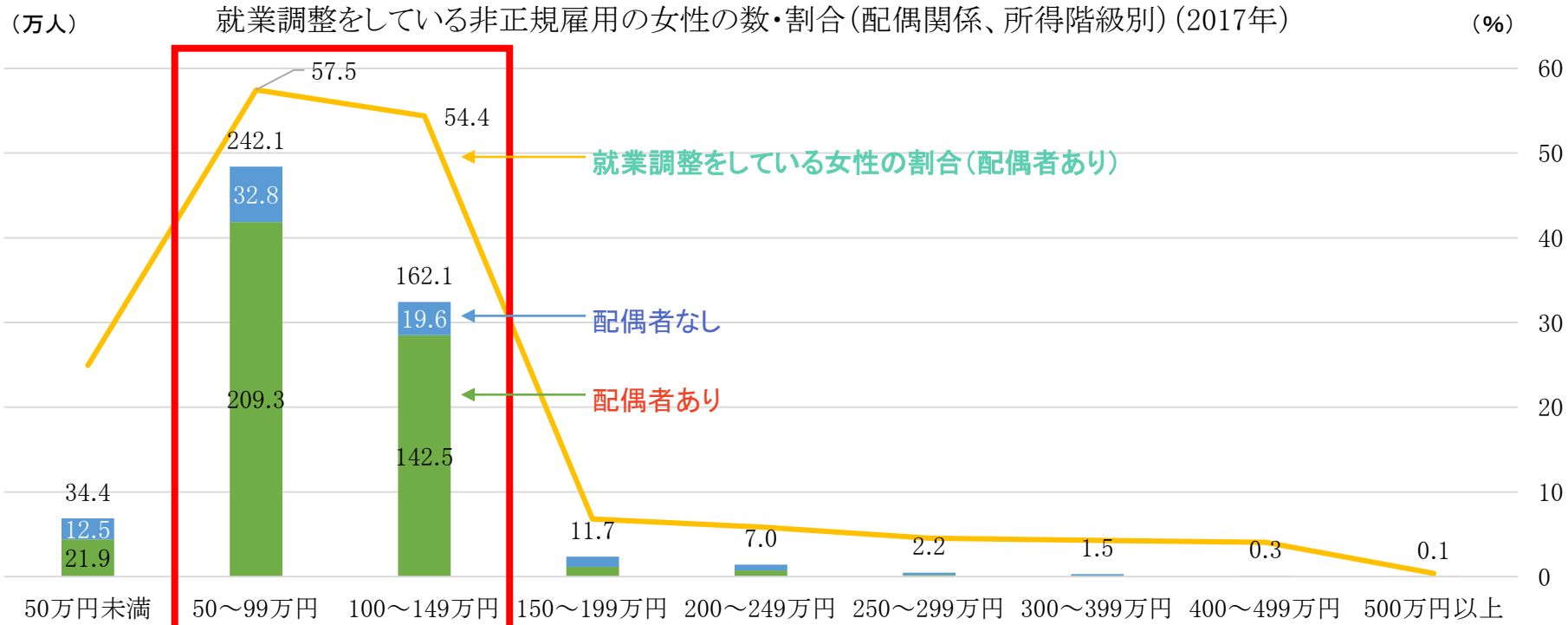


(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。

2. 無業者には1987年以前に前職を辞め現在も無業の者は含まれないため、実際には、2017年時点で50歳代以上の者は無業者がより多い可能性がある。

就業調整をしている非正規雇用の女性の数・割合(配偶関係、所得階級別)(2017年)

- 有配偶の非正規雇用女性では、所得が50～99万円の者の57.5%、所得が100～149万円の者の54.5%が就業調整をしている。



(出典) 総務省「就業構造基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問に対する「している」との回答を集計。

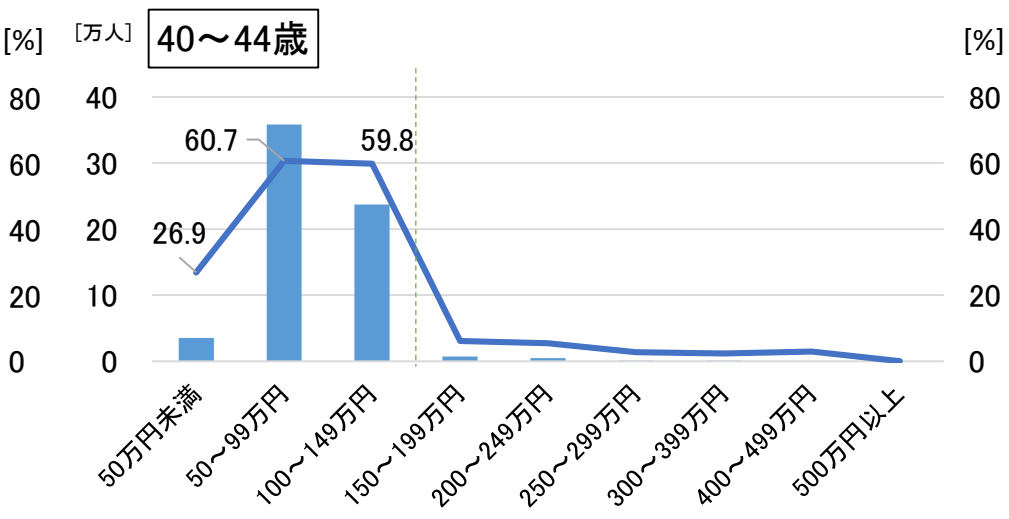
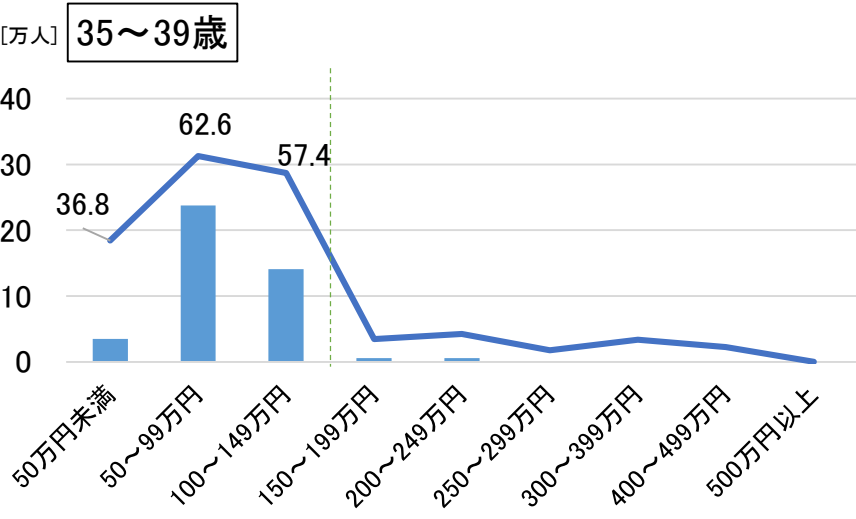
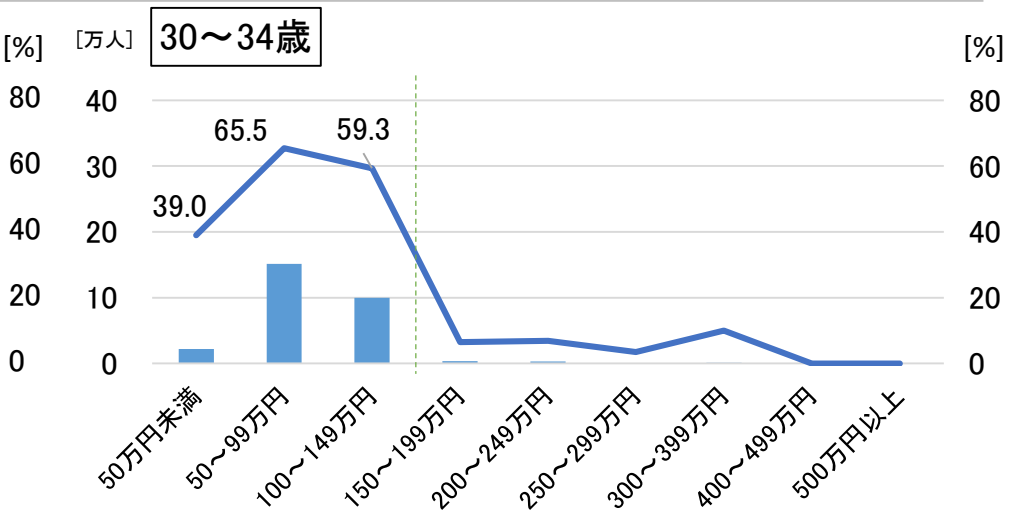
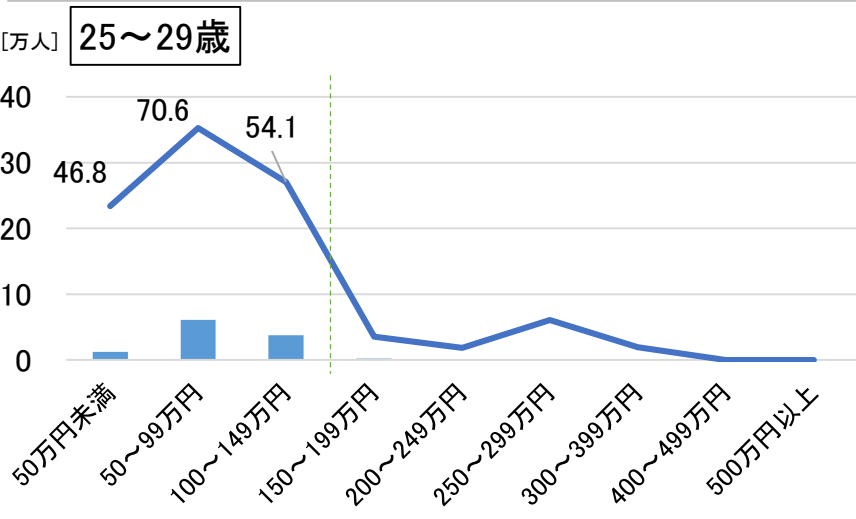
(参考)

就業調整の有無	非正規雇用の女性の総数(万人)	
	配偶者あり	配偶者なし
就業調整をしている(女性)	463.6	77.4
就業調整をしていない(女性)	940.5	419.6
合計	1404.1	497.0

(出典) 総務省「就業構造基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

就業調整をしている有配偶非正規雇用女性の数・割合（年齢階級、所得階級別）（2017年）①

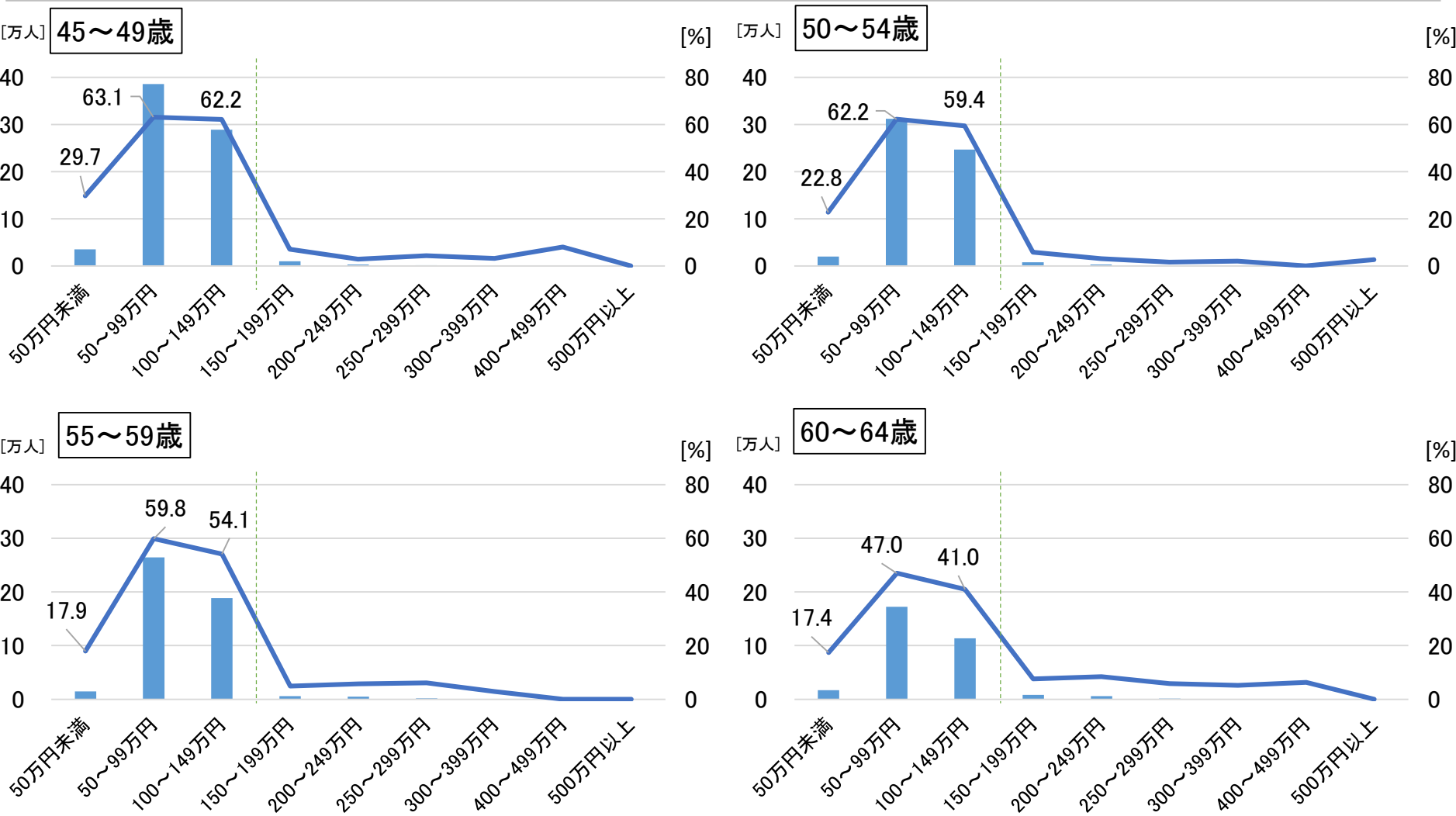
- いずれの年齢階級も、所得階級が50～99万円、100～149万円の者の6割前後が就業調整をしている。



(備考) 1. 総務省「平成29年就業構造基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問に対する「している」との回答を集計。

就業調整をしている有配偶非正規雇用女性の数・割合（年齢階級、所得階級別）（2017年）②

・ 59歳以下のいずれの年齢階級も、所得階級が50～99万円、100～149万円の者の6割前後が就業調整をしている。



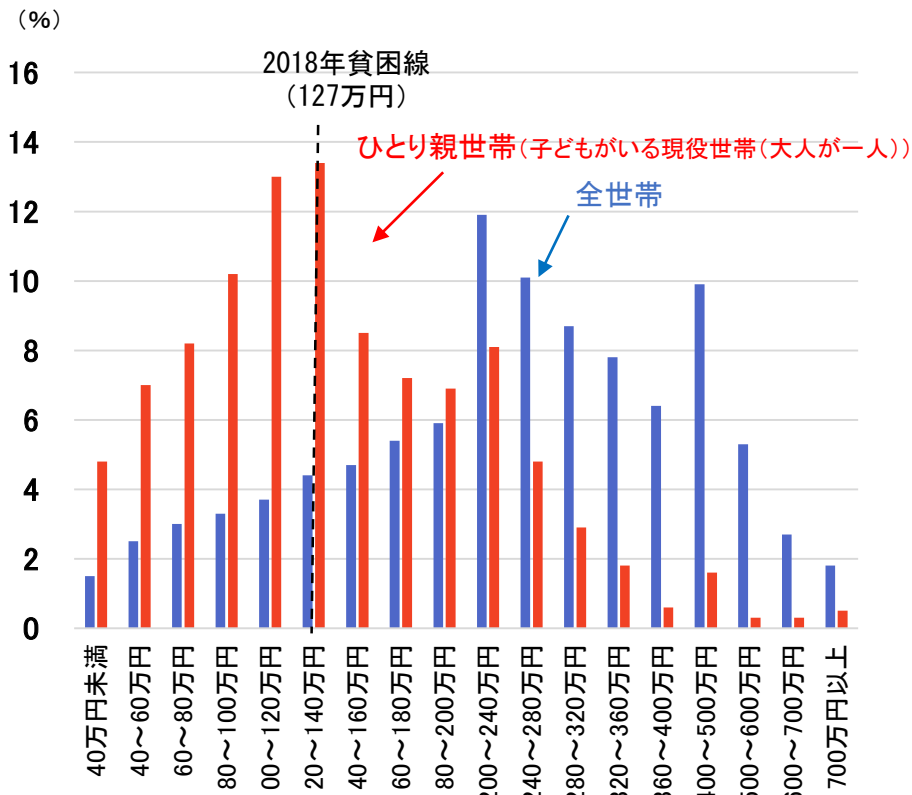
（備考）1. 総務省「平成29年就業構造基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

2. 「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問に対する「している」との回答を集計。

ひとり親世帯の状況

全世帯とひとり親世帯の等価可処分所得の分布（2018年）

ひとり親世帯（子どもがいる現役世帯（大人が一人））の約半数が貧困線以下で生活している。



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

ひとり親世帯の相対的貧困率の国際比較

日本のひとり親世帯の相対的貧困率を国際比較すると、OECD加盟35カ国中34位となっている。

順位	国名	割合
1	デンマーク	8.2
2	フィンランド	12.5
3	ポーランド	16.4
4	エストニア	21.6
5	アイスランド	23.0
6	ノルウェー	23.1
7	ハンガリー	23.5
8	オーストリア	24.1
9	フランス	25.9
10	イギリス	25.9
11	スウェーデン	26.3
12	ギリシャ	27.7
13	オランダ	29.5
14	ドイツ	29.6
15	ポルトガル	30.2
16	トルコ	31.4
17	スロベニア	31.6
18	イスラエル	32.0

順位	国名	割合
19	ベルギー	32.2
20	チェコ	32.8
21	ラトビア	34.5
22	アイルランド	34.5
23	メキシコ	34.7
24	オーストラリア	36.7
25	イタリア	37.0
26	スロバキア	37.3
27	スペイン	40.2
28	カナダ	41.0
29	ルクセンブルク	41.1
30	チリ	42.6
31	アメリカ	45.7
32	リトアニア	45.8
33	ニュージーランド	46.1
34	日本	48.1
35	韓国	52.9
OECD平均		24.6

- (備考) 1. OECD, Family database "Child poverty"より内閣府男女共同参画局作成。
日本の数値は、2019年国民生活基礎調査(厚生労働省)に基づく2018年のデータ。
2. 「貧困率」は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出(相対的貧困率)。
3. 基本的に2016年の数値であるがニュージーランドは2014年、アイスランド及びトルコは2015年。フィンランド、ノルウェー、イギリス、スウェーデン、イスラエル、カナダ、チリ、アメリカ、韓国は2017年。

税制や社会保障制度等に関する各団体の要望

●「活力ある健康長寿社会を支える社会保障のあり方ーコロナ禍を経て、今改めて考えるー」（2021年7月19日 公益社団法人 経済同友会 2020年度受益と負担のあり方委員会）

Ⅳ 受益と負担のリバランスを通じた社会の活力と制度の持続性向上

2. 高齢者や女性の就労を抑制している 各種制度の見直し

高齢者の自己実現のためにも、社会保険制度の持続性を向上するためにも、健康で意欲ある高齢者は可能な限り就労を続けることが望ましい。このため、高齢者の就労のディスインセンティブとなっている在職高齢年金の一部支給停止を撤廃する。同時に、撤廃に伴う将来世代の所得代替率低下を補う財源を確保するため、公的年金等控除を廃止する。また、専業主婦等の就労を制限している配偶者控除を撤廃するとともに、国民年金の第三号被保険者制度を見直す。

●「未来への希望を拓く税制改革 ～4つの視点からのアプローチ～」（2016年10月3日 公益社団法人 経済同友会 財政・税制改革委員会）

Ⅲ. 提言

2. 経済活性化に資する税制

(1) 勤労促進 a. 女性の勤労促進：配偶者控除の廃止

○配偶者控除（配偶者特別控除を含む）を廃止する。

Ⅳ. その他の提言

1. 企業がなすべきこと

(1) 女性の勤労促進、少子化対策：配偶者手当の見直し

○女性の就労促進の阻害要因となっている配偶者手当および扶養手当等については廃止して、その分を子どもに対する給付に充てる。

税制や社会保障制度等に関する各団体の要望

●「多様な人材の活躍に関する要望」（2021年12月16日 日本商工会議所、東京商工会議所）

（3）女性の就労を阻害する税・社会保障制度の見直し

【略】

年金をはじめとする現在の社会保障制度は、終身雇用や年功序列といったいわゆる日本型雇用と、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという家族形態を標準モデルとしてきているが、現在は雇用形態も多様化し、共働き世帯が多数となる等、働き方や家族のあり方が大きく変化してきている。また、被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる130万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

こうした状況を踏まえ、また、働く女性との公平性を確保するため、第3号被保険者制度については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべきである。

●「女性活躍の次なるステージに向けた提言—攻めのウーマノミクスで未来を切り拓く—」（2017年12月12日 一般社団法人 日本経済団体連合会）

V. 更なる女性活躍を通じた経済成長への"五つのイニシアティブ"

1. 新しい働き方

（3）労働市場の流動性が高まる社会システムの構築と更なる両立支援

次に、平成29年度税制改正において配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われているが、依然として一方の配偶者の収入を柱に生計を立てる世帯を念頭に置いた見直しに留まっている。他方、わが国では、2016年時点で共働き世帯が1,129万世帯存在するのに対し、男性労働者と非就業者の妻から成る世帯は664万世帯と、共働き世帯の方が約1.7倍多くなっている。もはや専業主婦世帯はマイノリティとなりつつある中、共働き世帯の存在を前提としつつ、平成29年度税制改正の効果の検証も踏まえながら、時代の変化に即した税制のあり方について必要に応じ検討すべきである。

税制や社会保障制度等に関する各団体の要望

●「女性活躍アクション・プラン～企業競争力の向上と経済の持続的成長のために～」(2014年4月15日 一般社団法人 日本経済団体連合会)

Ⅲ. 女性活躍の加速化に向けた今後の取り組み

7. 働き方に中立的な税制・社会保障制度の検討(政府)

税制における配偶者控除・配偶者特別控除や、国民年金の第3号被保険者制度などは、男女の固定的役割分担意識に基づく家族モデルを前提として設計された。共働き世帯の増加などの経済社会環境の変化に伴い、これらの制度が女性の働き方に中立的でないとの指摘がなされるようになった。

固定的役割分担意識を払しょくする象徴的な意味からも、政府は、女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度のあり方の検討に着手すべきである。

(参考)「ポストコロナ時代を時代を見据えたダイバーシティ&インクルージョン推進」に関する経団連会員企業へのアンケート結果(2020年10月29日 一般社団法人 日本経済団体連合会公表)

- ・「女性活躍を推進する上で見直しや導入が必要だと思う制度」の第1位が家事支援税制の導入、第2位が配偶者控除制度の見直し
- ・「配偶者控除制度などの既存の社会制度が『男性は外で働き、女性は家庭で家事育児に専念すべき』との価値観形成に影響している」とのコメントが多数

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書（概要）

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書 ～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～

令和3（2021）年4月28日

研究会事務局：内閣府男女共同参画局調査室



- ・新型コロナウイルスの拡大は男女で異なる影響。女性の非正規雇用労働者の減少や自殺者数の増加など女性への深刻な影響が明らかに
- ・女性への深刻な影響の根底には、平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことがあり、コロナの影響により顕在化
- ・今こそ幅広い政策分野でジェンダー視点を入れた政策立案が不可欠。女性に焦点を当てて、我が国の課題を明らかにし、既存の制度や慣行の見直しを

Gender-based Violence

●1 女性に対する暴力

- ・DV相談件数の増加（前年同期比1.5倍）
- ・精神的暴力や経済的暴力も顕在化
- ・給付金の世帯主給付の課題
- ・DV被害者の自立には経済的自立が重要
- ・10代～20代の若い女性への支援策の強化が必要

Health Impacts

●3 健康

- ・女性の自殺者数が増加（前年比935人増）
- ・特に無職者（主婦等）、女子高生の自殺が増加
- ・妊産婦への十分な配慮が必要
- ・医学・公衆衛生学でもジェンダーに着眼した検討を
- ・男性への感染予防策の啓発を積極的に

Economic Impacts

●2 経済

- ・女性の多い産業や非正規雇用労働者に大きな影響
- ・女性の所得はもはや家計の補助ではない
- ・非正規雇用労働者の女性の収入状況にも留意
- ・シングルマザーの失業率が上昇。支援の強化が必要
- ・テレワークの受け止めに男女差。後戻りせずに柔軟な働き方を加速する必要
- ・デジタルスキルの向上を推進すべき

Unpaid Care and Domestic Work

●4 家事・育児・介護（無償ケア）

- ・休校は特に小学生の母親の就業に大きな影響
- ・子供のいる有配偶女性の非労働力化が進行
- ・コロナ下で女性の家事・育児・介護の負担感が増加
- ・男性の家事・育児参画の兆し。これをチャンスに

雇用面や生活面で
女性に特に強い影響
格差拡大の懸念

コロナ下の緊急対応

女性と女の子を
コロナ対応の中心に
据えることが重要
（国連グテーレス事務総長）

ポストコロナに向けて 誰一人取り残さない社会へ

ジェンダー統計・分析の重要性

- ・男女別、都道府県別のデータ把握、既存統計の個票分析、オーバーサンプリング等、様々な手法で迅速、的確な実態把握と分析が重要
- ・調査の実施のみならず分析にも予算・人員を

ジェンダー平等・男女共同参画の取組、女性の参画

- ・緊急対応に加え、経済的自立等の女性のエンパワーメントを拡大し、ジェンダー平等・男女共同参画の取組を加速させていくことを、政府、政党、地方自治体、民間企業、NPO等に強く求めたい
- ・意思決定の場における女性の参画の推進を
- ・政策論議に多様な視点を。ジェンダーに配慮した施策の実現を加速

制度・慣行の見直し

- ・日本社会の根底にある固定的な性別役割分担モデルや制度等を見直す好機
- ・変革のチャンスにできるかは政府、企業、地域等そして一人一人にかかっている
- ・女性の活躍の場が広がることは企業経営、経済にもプラス、国としても不可欠の課題
- ・政府が先導的役割を担うことを強く求める

現行の制度を取り巻く社会情勢の変化 ～女性の人生の多様化と経済的リスクの増大～

結婚件数の減少、未婚率の上昇

離婚件数の増加（毎年20万件）
（前提となる婚姻関係の安定性の動揺）

夫の所得の減少、夫の
雇用の不安定化リスク

人生100年時代（女性
の死亡年齢最頻値は92歳）

景気後退時におけるパート
タイム労働の不安定性

共働き世帯の
増加

単身世帯
の増加

ひとり親世帯
の増加

対象外

対象外

長期にわたり労働
市場を離れること
で希望に合う再就
職が困難となる

- 配偶者（特別）控除制度【税制】
- 第3号被保険者制度【社会保障制度】
- 配偶者手当【民間慣行】

制度の対象外の
人との公平性の
問題

「専業主婦または家計の補助としての就労」
モデルの枠内に女性を留める効果

フルタイム勤務と
比較した場合での
生涯所得の逸失

離婚や死別に伴い
単身、ひとり親になった際
の貧困化のリスク

DVを受けても経済的な
理由から離婚が難しい

① 就業調整

現行の税制や社会保障制度の仕組みが就業調整を選択する人を増やしているのではないかと。また、多くのパートタイム主婦が就業調整を行っていることは、女性本人の経済的自立を阻害するのみならず、我が国全体の労働力不足の状況において問題ではないか。

② 女性の人生のリスク

未婚率の上昇、離婚件数の増加により、婚姻関係は昭和の時代より不安定となっている。女性の人生と家族の姿が多様化する中で、夫の経済力に依存しやすい制度は、男女間賃金格差も相まって、女性が長い人生を通じて、経済的困窮に陥るリスクを高める結果になっているのではないかと。

③ 分配における逆進性

夫の所得が高いほど専業主婦が多いという現状において、現行の制度は分配の観点からは逆進的となっているのではないかと。

その他の指摘

- 現行の制度は、働き方や結婚といった選択に中立的となっていないのではないか。
(自営業者と被雇用者、単身者と既婚者等)
- 現行の配偶者であることを要件とする制度よりも、育児・介護等のケアワークにより就業できない人のための制度に転換することを検討すべきではないか。
- 他方で、現行制度の下で長期間生活してきた中高年層への影響を考慮して、十分な猶予期間を置いて制度変更を行うべきではないか。
- 税・社会保障制度は労働市場の構造と一体的に議論すべきである。働く夫と専業主婦の妻といういわゆる「標準世帯」を前提とする税・社会保障制度の背景には、終身雇用／メンバーシップ型雇用、年功序列賃金、長時間労働といった高度経済成長期の仕組みがあり、こうしたものの見直しも同時に進めるべきではないか。
- 現在より多くの女性が経済的に自立し、社会保障の支え手に回れるよう制度設計することは、国の経済財政の持続性の観点からも重要ではないか。